

仕 様 書

1 件名

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院賠償責任保険契約

2 保険契約基本事項

(1) 保険契約者 公立大学法人名古屋市立大学 理事長 郡 健二郎

(2) 開設者 公立大学法人名古屋市立大学 理事長 郡 健二郎

(3) 医療施設 名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院

(4) 保険期間 始期 令和 8年 4月30日 午後 4時00分から
終期 令和 9年 4月30日 午後 4時00分まで

(5) 保険料支払方法 前金払

保険料のほか、提案内容において名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院に別途支払い（団体会費等）が発生する場合は、その旨明示すること。

振込に係る手数料は、受託者が負担すること。

(6) 保険種目 賠償責任保険。いわゆる病院賠償責任保険に該当するもの等などで、本仕様の内容を充足するものであれば、約款等の名称を問わない。

3 保険の内容

(1) 医療上の事故及び医療施設上の事故等により開設者が負担する法律上の賠償責任等の補償

① 支払対象の内容的範囲

開設者、開設者の使用人その他開設者の業務の補助者が起こした医療上の事故（日本国内で行った医療行為に起因する対人事故）及び医療施設上の事故等（医療施設（建物・設備）の使用・管理上の不備、施設の内外で行われる医療以外の業務遂行若しくは給食・生産物等に起因する対人・対物事故又は業務遂行上の不当な拘束若しくはプライバシーの侵害等の不当行為）（救急車、ドクターヘリ、ドクターカー、DMA T等における業務によるものを含む。）により開設者が負担する法律上の賠償責任及び争訟費用等

② 被保険者 開設者

③ てん補限度額及び免責金額

次に掲げる条件を下限とする。なお、争訟費用は外枠払いとする。

医療上の事故	対人	1 事故につき	1 億円
		対人 1 年間につき	3 億円
	免責金額	なし	
医療施設上の事故等	対人	1 事故につき	1.5 億円
		対人 1 年間につき	30 億円
	対物	1 事故につき	3 千万円
	人格権 侵害	1 名につき	1 千万円
		1 事故・期間中	1 億円
	免責金額	なし	

(2) 医療上の事故及び医療施設上の事故等により開設者、開設者の使用人その他開設者の業務の補助者個人が負担する法律上の賠償責任等の補償

① 支払対象の内容的範囲

ア 医師又は医師の指揮・監督下にある看護師その他の医療従事者が起こした医療上の事故により医師個人が負担する法律上の賠償責任及び争訟費用等

イ 看護師その他の医療従事者のア以外の専門職業行為に起因する対人事故により看護師その他の医療従事者個人が負担する法律上の賠償責任及び争訟費用等

ウ 開設者、開設者の使用人その他開設者の業務の補助者のア・イ以外の業務の遂行に起因する対人・対物事故又は不当な拘束若しくはプライバシーの侵害等の不当行為により開設者、開設者の使用人その他開設者の業務の補助者個人が負担する法律上の賠償責任及び争訟費用等

② 被保険者

ア 医療施設に勤務する医師（過去に勤務していた者を含む。）

イ 医療施設に勤務する看護師その他の医療従事者（過去に勤務していた者を含む。）

ウ 開設者、開設者の使用人その他開設者の業務の補助者（過去に勤務していた者を含む。）

③ てん補限度額及び免責金額

次に掲げる条件を下限とする。なお、争訟費用は外枠払いとする。

ア、イ	対人	1 事故につき	1 億円
		対人 1 年間につき	3 億円
	免責金額	なし	
ウ	対人	1 事故につき	1.5 億円
		対人 1 年間につき	30 億円
	対物	1 事故につき	3 千万円
	人格権 侵害	1 名につき	1 千万円
		1 事故・期間中	1 億円
	免責金額	なし	

(3) 留意事項

(1) 及び(2)の「開設者の使用人その他開設者の業務の補助者」及び「看護師その他の医療従事者」については、職種や雇用形態により対象外となる者がいないよう、医療施設において従事する可能性がある者を遺漏なく対象とすること。

4 保険金の支払対象となる事故等の時期的範囲

保険期間中に、発見され又は日本国内外を問わず損害賠償請求を提起されたもの

ただし、事故等の発見・損害賠償請求及びそれらの通知の時期等に関わらず、本契約による保険の切替に伴うリスク（本契約による保険と被保険者が本保険期間前に加入している保険（以下「前保険」という。なお、損害賠償請求を提起された場合に被保険者が負う法律上の賠償責任を担保する、いわゆる損害賠償請求ベースの保険である。）のいずれからでも保険金が支払われなかったり、いずれの保険の対象となるかについての判断・調整が困難となったりすることなど、保険の切替がなければ発生しないようなリスクをいう。）を発生させず、本契約の相手方及び保険者が責任を持って前保険の保険者等と円滑に協議・調整すること。

また、被保険者が本保険期間終了後に加入する保険（以下「後保険」という。いわゆる損害賠償請求ベースの保険といわゆる発見ベースの保険のいずれの可能性もあるものとする。）との関係についても同様に、保険の切替に伴うリスクを発生させず、本契約の相手方及び保険者が責任を持って後保険の保険者等と円滑に協議・調整すること。

なお、事故による身体障害等を発見後、正当な理由なく所定の期限までにその通知がない場合であっても、その遅延に伴う保険者の損害を控除した保険金を支払うことができるものとする。

5 その他

(1) 医事紛争への対応を専門とし、十分な知識・経験を有する担当組織の設置、担当者の配置及び弁護士との提携をしており、医事紛争に迅速的確に対応できる体制を常時確保していること。

(2) 各医療施設が指定する弁護士と緊密に連携し、医事紛争への対応だけでなく、インシデント事案への対応その他の医療安全対策に関する相談等についても、各医療施設の必要に応じて柔軟かつ迅速的確に対応すること。

(3) 医療事故等が発見された場合、損害賠償請求が実施される前であっても、医事紛争への拡大を未然に防ぐための初期対応に要する費用が補償される商品となっていること。

(4) 本契約の履行に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は、公立大学法人名古屋市立大学の解釈に従うものとする。また、別添「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(5) 本仕様書の内容をすべて満たす保険とし、本仕様書の補償内容を縮小する特約・条件等は、一切付帯しないこと。

【参考】各医療施設の病床数、従事予定職種

(1) 病床数（許可病床数）

一般病床 205 床

(2) 従事可能性がある免許・認定資格職種

医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、
薬剤師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、管理栄養士、社会福祉士、
介護福祉士、公認心理師、臨床心理士、救急救命士

(3) (2) 以外の従事可能性がある職種

事務、建築技師、医師事務作業補助者、看護補助者、事務補助員、清掃・営繕等の労務職
員 等

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別添)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。